

平成 27 年度 第 2 回環境審議会自然環境部会 会議録

平成 27 年 6 月 5 日 (金)

日 時	平成 27 年 6 月 5 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分	
場 所	香川県社会福祉総合センター 7 階 第二中会議室	
出席者	<p style="text-align: center;">香川県環境審議会自然環境部会委員（6名）</p> <p>委員 金子 之 史            香川大学名誉教授</p> <p>委員 白井 章 江            元 NPO 法人どんぐりネットワーク事務局長</p> <p>委員 末 廣 喜代一          香川大学名誉教授</p> <p>委員 辻 岡 宗 清            香川県猟友会代表理事</p> <p>委員 原        直 行          香川大学経済学部教授</p> <p>委員 増 田 拓 朗            香川大学名誉教授</p> <p style="text-align: center;">事務局（15名）</p> <p>環境森林部            部長    川田 浩司</p> <p style="padding-left: 100px;">次長    大山 智</p> <p>環境政策課            課長    秋山 俊次</p> <p style="padding-left: 100px;">主任    河内 由香</p> <p>みどり保全課          課長    小川 剛</p> <p style="padding-left: 100px;">副課長 穴吹 浩之</p> <p style="padding-left: 100px;">課長補佐 高尾 勇一郎</p> <p>みどり整備課          課長    松下 芳樹</p> <p style="padding-left: 100px;">副課長 下村 健次</p> <p style="padding-left: 100px;">課長補佐 竹本 雅晴</p> <p style="padding-left: 100px;">副主幹 佐々木 敬介</p> <p style="padding-left: 100px;">主任    木村 浩二</p> <p style="padding-left: 100px;">主任    鴨川 美和子</p> <p style="padding-left: 100px;">主任    濱田 昇吾</p> <p style="padding-left: 100px;">技師    橋本 光</p>	
欠席委員	<p>委員 木 村 薫            香川県森林組合連合会代表理事会長</p> <p>委員 岡        静 子            香川県女性校長・教頭の会会長</p> <p>委員 矢 本 賢            日本野鳥の会香川県支部長</p>	
議 題	(1) 「香川県みどりの基本計画」の骨子案について	

<p>配布資料</p>	<p>(1) 第2回香川県環境審議会自然環境部会次第  (2) 香川県環境審議会自然環境部会 委員名簿  (3) 香川県環境審議会 平成27年度 第2回自然環境部会座席表  (4) 資料1 香川県みどりの基本計画の骨子案  (5) 参考資料1 みどりの基本計画の施策体系(案)  (6) 参考資料2 みどりの基本計画に掲げる指標一覧</p>
<p>会議録 署名委員</p>	<p>原 直行 委員  増田 拓朗 委員</p>
<p>議事の概要</p>	<p>議題(1)について  「香川県みどりの基本計画」の骨子案について説明した。</p>

<p>司会 (下村副課長)</p>	<p>失礼いたします。少し時間が早いようではありますが、出席予定の委員の皆様出席されておりますので、ただ今から、平成 27 年度第 2 回香川県環境審議会自然環境部会を開催したいと存じます。開会に当たりまして、川田環境森林部長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>川田部長</p>	<p>環境森林部長の川田でございます。本日はお忙しい中、自然環境部会に御出席いただきましてありがとうございます。また、急遽予定を変更いたしまして御迷惑をおかけし、申し訳ございません。</p> <p>さて本日 6 月 5 日は「環境の日」だそうです。環境の日と言うと日本だけの環境の日かと思っておりましたが、調べてみますと日本の「環境の日」と同時に「世界環境デー」でもあるそうです。環境保全に関する関心を高め啓発活動を図る日として定められております。その由来を調べますと、今から 43 年前の 1972 年の 6 月 5 日に、スウェーデンで国連人間環境会議が開催されたことを記念して、制定されたそうです。「世界環境デー」は日本とセネガルの共同提案であり、日本がこの日を環境の日にしようと提案したそうです。その割に、国内であまり知られていないような気がしております。</p> <p>先日、私は香川県木材協会の総会に出席いたしました。木材を消費者に出すマーケット側の団体であります木材協会は、今年で 60 周年を迎えることから、その総会で 60 周年の歩みを記した小冊子を配っていました。その冊子を見ますと、60 年前は会員が多く、活発な活動をされていたようですが、近年では会員の数がどんどん減少しているようです。総会の際の会長さんのお話では、昔、本県ではマツが主な木だったが松くい虫の被害で多くのマツが枯れてしまったこと、その被害跡地に植林したヒノキがようやく県産木材として使えるようになってきたので、できるだけこのヒノキを使ってほしいといったことを述べられていました。また、最近建てる家は、積み木のように短期間で建てて、安く仕上げるものが多いのですが、できれば県産木材を使った立派な家を建てて、長く使ってほしいとおっしゃっていました。</p> <p>私の挨拶の中でも、現在、新たなみどりの基本計画が策定中であり、その中で、県産木材の利用促進を大きな柱にしていきたいとお話ししたところでございます。</p> <p>さて、前回の部会では、施策体系や体系の中で力を入れる点について説明し、御意見をいただきましたが、本日は、その御意見を踏まえた修正案に加えまして、新しくみどりの基本計画の骨子案を作成しております。また、計画期間であります 5 年間の目標等を示す指標も新設や廃止など、見直しを行っております。これらの説明をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のない御意見を</p>

<p>司会 (下村副課長)</p>	<p>賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして金子部会長様から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>おはようございます。今日はお忙しいところ、また、足元の悪いところ、本部会に御出席いただきましてどうもありがとうございます。今日はみどりの基本計画の骨子案についての検討ですので、きちんと計画の骨格ができるよう御審議いただければと思います。</p>
<p>司会 (下村副課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>申し遅れましたが、私は、みどり整備課の下村と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務連絡がございます。本審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会にて原則公開と決定しましたことから、本日の会議につきましても公開となります。</p> <p>本日の審議会自然環境部会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを御報告いたします。</p> <p>また、配付資料の2枚目の委員名簿につきまして御確認と御報告がございます。</p> <p>お配りしております委員名簿の中で、中程にあります岡静子委員さんにつきましては、香川県女性校長・教頭の会の役員の交代によりまして5月26日付けで、香川県環境審議会の委員に御就任いただいておりますので、御報告申し上げます。併せて本日の御欠席の御報告でございますけれども、2番目でございます、香川県森林組合連合会代表理事会長の木村薫委員、それから先ほど申し上げました、香川県女性校長・教頭の会会長の岡静子委員、それからこの表で一番下にあります、日本野鳥の会香川県支部支部長の矢本賢委員、3名につきましては御欠席でございます。</p> <p>本日、御出席いただいております委員は、9名中6名ということで、香川県環境審議会条例第7条第2項の規定に定められております「委員の2分の1以上の出席」という開会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の資料でございますけれども、今申し上げた、次第、委員名簿の後に座席表がついておりまして、その後にホッチキス止めのみどりの基本計画次期計画の骨子案というものがございます。その次に参考資料1、A3用紙のみどりの基本計画の施策体系の案、最後にこれもA3用紙のホッチキス止めの参考資料2、みどりの基本計画に掲げる指標一覧というグラフをつけてございます。以上でございますが、もし不足している資料がございましたらお申し出いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。</p>

金子部会長	<p>それでは、議題に入ります。ここからは、香川県環境審議会条例第7条第1項の規定に基づき、金子部会長さんに議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私のほうで会議を進めさせていただきます。</p> <p>議題に入ります前に、環境審議会運営規定第4条第2項に基づきまして、本日の会議録に署名していただく委員を指名したいと思います。原委員さんと増田委員さんに本日の会議録の署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題1「香川県みどりの基本計画の骨子案について議事を進めてまいります。この骨子案は前回の部会で基本目標・施策体系について皆さんからいただきました御意見を踏まえて作成されたものであります。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
松下課長	<p>私は4月からみどり整備課長に就任しております松下と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは私のほうから説明させていただきます。資料1の骨子案を御覧ください。1ページは枠組みの話です。みどりの基本計画は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づく基本計画でございます。また、緑化の推進とみどりの保全に関する計画の位置づけ、次期総合計画の下位計画であることを示しております。</p> <p>期間は平成28年度からの5か年計画です。計画の対象範囲は先ほどのみどりの条例の中で、森林関係を含めた全般のみどりを対象とすると定められており、広い範囲を対象とする内容になっております。</p> <p>計画策定の基本的な考え方についてです。基本目標は、前回お示ししたとおり「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」です。施策体系の見直しの観点については、現在の計画が4つのエリアに分けて考えているものを今回は3つの項目に整理し直しております。特に森林につきましては、川上から川下までを含む利用の時代に入ったことから、エリアをまとめて施策の提案をしております。そのほか、身近なみどりについてのまとめ、そして社会的な取組みのまとめで3つに分けて、それらの基本方向として、それぞれ、「森林資源の活用と里山再生の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」と記載しております。</p> <p>続いて、2ページの施策体系を御覧ください。前回、増田委員から、2-2-1の「自然公園等の保護・利用」という項目は、「身近なみどりの整備・管理」というより、「すぐれた自然の保護・保全」に該当するのではないかという御指摘をいただいて、検討した結果、御指摘のとおり項目を移動しております。</p> <p>また、金子部会長からもすぐれた自然と身近なみどりの境界がどこかとい</p>

うような御指摘をいただきましたが、2-2「すぐれた自然の保護・保全」は自然保護関係のものをとりまとめてございます。

3 ページの基本方向1からは、「施策展開」の項目までを、前回お示ししていたことと、短期間ではございましたが資料を事前に送付差し上げていたことを踏まえて、「主な取組み」を中心に説明しながら、前回の御意見を踏まえた点などを説明させていただきます。

基本方向1「森林資源の活用と里山再生の推進」について御説明いたします。

1-1-1「森林整備の推進」の「主な取組み」としましては、森林の整備が必要であることから、造林事業の必要性、小規模な森林所有の実態、また、施業の効率化の問題などを踏まえて、森林資源の平準化を図るうえで必要な植林や、竹林整備における竹林伐採跡地の植林があることから、「造林事業等の推進」を掲げております。また、引き続き松くい虫被害跡地への植栽や、植栽に関わる苗木生産の取組みなどを森林センターで行う旨記載しております。

1-1-2「路網整備の促進」につきましては、森林整備、間伐の搬出を行う際に、道が必要なため、林道や作業道などの整備を支援していくということでございます。

1-1-3「施業の集約化の促進」につきましては、森林経営等の普及啓発や担い手の中心となる森林組合への支援策等を掲げ、そして、人材育成や森林関係のデータ整備、一般的にフォレスターと呼ばれる森林総合監理士の育成などに取り組んでいくこととしています。

次に4ページでございます。1-2「県産木材の利用促進」ということで、ここでは主に造林木であるヒノキの利用を中心に書いております。公共建築物への利用、また、認証制度を活用した民間への利用促進、そして、木材製品全体についてのPRなどを考えております。

1-2-1「公共建築物等における県産木材利用の推進」については、県及び全市町で利用に関する方針を樹立しておりますので、それに基づいて公共建築への利用を促進していこうと考えております。

1-2-2「民間住宅等における県産木材利用の促進」という項目につきましては、かがわ木材加工センターにかなりの量が集積し始めましたので、今後は、そこから更に川下への流通体制の整備や県産木材製品のブランド化の推進、また、それに伴う民間住宅等への普及の推進をしていくという方向を掲げております。

そのような流れの一方、「県産木材の利用拡大」というPRは継続して取り組む必要があると考えています。主な取組みとしましては、ウッドフェスティバル等のイベントの支援や「かがわの森 アンテナショップ」での製品の展示販売等のPR、そしてCLTなどの新技術の普及啓発を掲げております。CLTは、直交集成板のことで、欧米では7階、8階の建物が木材で

建てられている技術です。日本でも、CLT技術の普及が始まりましたので、香川県産材で直に取り入れるということではありませんが、木造建築物の推進には必要だろうと思いますので、その普及啓発にも取り組んで行こうと考えております。

5 ページ、1-3「里山再生の推進」でございます。以前、末廣委員から、里山の広葉樹が放置されるというのは何もマイナスばかりではなく、プラスの面があるのではという御指摘があり、その通りと考えております。しかし、ここでは、未利用となっている里山をどうするのかを考えています。昔から里山に人の手が入ることで健全な森林状態が維持できていたと想定しますと、一定利用されてモザイク林ができることから、また、絶滅種が出ている現状を踏まえると里山環境の整備になると考えております。そういう意味を踏まえて、里山の手入れをしていこうという趣旨でございます。

1-3-1「里山整備の推進」についてです。これまで、森林整備では、ヒノキ林等の支援が中心でしたが、里山についても、支援制度を検討していくことと、里山整備の場合、広葉樹と竹林が対象になってまいりますので、その整備技術の普及を掲げております。

1-3-2「里山資源の利活用」ですが、森林整備は、その後搬出される資源の活用と表裏一体の面がございます。しかし、現状では、十分な量の材が使われているわけではございませんので、利用拡大に向け利用方法の調査研究を引き続き行います。また、「木の駅」は、他県のプロジェクトですが、ヒノキやスギ等を森林所有者が自ら伐採して所定の場所に持ち込むと売れるという取組みで、香川県における「木の駅」の取組みについての可能性の検討を掲げております。そして、広葉樹が出材されますと、当然、椎茸等の特用林産物の取組みが必要となってまいりますので、特用林産物のPR及び情報提供などにも取り組んでいきたいと考えております。さらに、竹林についても、竹材の利用促進を考えております。

1-3-3「放置竹林対策の推進」についてです。広葉樹は、放置してもある程度大丈夫という意見がありますが、竹林に対しては放置することで、かなり条件が悪くなることが指摘されております。県としても、平成27年度から新たな対策事業に取り組んでおりますので、「放置竹林の伐採、樹種転換等の推進」という一項目を掲げております。

次に6ページ、1-4「森林・林業の担い手育成」です。

前回、原委員から担い手の育成が重要ではないかという御指摘をいただいた件でございますが、担い手につきましては、ヒノキや里山の広葉樹の伐採、竹林の整備をするうえで、プロの担い手が必要となるため、森林組合を中心に考えております。

1-4-1「後継者の確保・育成」では、後継者育成として、森林所有者を対象とした「林業教室の開催」、「林研グループの活動支援」の取組みを掲げております。



1-4-2「担い手育成の促進」ですが、各種基金を準備してございますので、それを活用した担い手の育成・確保、林業の機械化も含めた支援を行います。さらに、林野庁の制度に基づき認定される森林施業プランナーを含む人材の育成支援を行っていきます。

続いて7ページ、基本方向2「暮らしを支えるみどりの充実」ということですが、森林・林業関係とは少し違う視点で、暮らしに近いみどりの項目になっております。項目が多いので8ページの、「施策展開」、「主な取組み」の一覧を御覧ください。

2-1-1「山地災害防止対策の推進」につきましては、暮らしに近いということでこちらに掲載しております。山地災害の防止につきましては、治山事業を中心に災害防止等の対策を講じていこうという項目を、治山事業の実施、保安林自体の森林整備、これまでに設置してきた治山施設の長寿命化の検討として3つ掲げております。

2-1-2「保安林の適切な管理」です。保安林は森林に関する法制度の中で、みどりを保全することでは一番強い法律的な保護施策でございます。このため、この施策の適正な運用によりみどりを守っていきます。

2-1-3「適正なみどりの保全」です。香川県が独自に土地開発に関する保全施策として条例を制定しており、その条例の適正な運用を図っていくということでございます。

2-1-4「森林病虫害等防除対策の推進」です。引き続き松くい虫の被害がございましたのでその対策を進めていきます。また、ナラ枯れについては、皆さんにも情報提供はしておりますが、県内ではまだ発生事例はないものの、近県では発生していることから、今後、さらなる情報収集をしていくということです。

森林にとっての話でございますが、野生鳥獣の森林被害がございましたのでその防止、林野火災の予防、それと被害後の対策として森林保険の加入等に取り組んでいくということで整理しております。

2-1-5「有害鳥獣対策の推進」です。森林病虫害等防除対策と密接に関わってきますが、鳥獣被害対策の人づくりと有害鳥獣捕獲への支援等という新しい取組みもございますのでそのあたりの取組みについて整理しております。

2-1-6「農地の保全」です。農地の保全につきましては、農地が有する環境に関係した多面的な機能を引き続き保全していくこと、農地法の適正な運用に基づいた転用等の手続きにより保全すること、また、自然環境に配慮した農業施設の整備に取り組んでいくこととして整理しております。

2-1-7「藻場の保全」です。海に出てきたところの話でございますが海のみどりとなる藻場の保全です。水の中になりますが、水産資源との深い関わりがあります藻場の保全をしていくということをここで整理しています。

2-2「すぐれた自然の保護・保全」ですが、先ほども御説明しましたけれ

ども、主には自然保護関係について記載しております。

前回の部会で、矢本委員から島しょ部の記述がなくなっているとの御指摘を受けまして、事務局から、それを入れる方向で検討しますとお答えしておりましたお話ですが、鋭意検討してまいりましたが、結果としては、やはり島しょ部の対策は、その他の対策と同じような取組みでありますので、10ページの対策の中で、特段枠だしをすることは少し難しいとの結論になりました。ただ、御指摘のとおり島しょ部というのは景観的には非常に重要なところでございます。そのため、9ページの現状と課題に、瀬戸内海の島しょ部が、すぐれた景観とかすぐれた自然環境などであるという私たちの認識を示しております。

それで、10ページに全体の御説明を1から5までに分けております。

2-2-1「自然公園等の保護・利用」ですが、一番大きいのは自然公園法の関係です。それでいきますと、自然公園法の瀬戸内海国立公園や香川県の条例の大滝大川県立自然公園になります。瀬戸内海国立公園は、現在、環境省が直轄で管理しておりますので、県として一番重点的に取り組まなければならないのは県立自然公園ではないかとのことで、その自然環境の保全というのが一番にきております。その他、国立公園のなかでも県として一部管理している施設がございますので、それらや県立自然公園の施設も含めた、案内板等利用施設の適切な維持管理等、そして、県立自然公園につきましては2か所とも指定管理に委託しておりますのでその制度を活用した利用促進を掲げております。また、四国のみちの利用促進も掲げてございます。

2-2-2「すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全」ですが、すぐれた風景の保護・保全と良好な自然環境というものに関しては、主に自然環境保全条例における、自然環境保全地域や緑地環境保全地域を保護するため、それらの巡視等々、そして、全般的な環境アセスの関係での取組みをすすめるという整理をしてございます。

2-2-3「天然記念物等の保護・保全」、2-2-4「古木・巨樹の保護・保全」です。このあたりは、どちらかという点的な保護施策でございますが、それぞれの保護の取組みをやっていくということで項目整理をさせていただいております。

最後に、2-2-5「自然の状態が残された海岸の保全」です。自然海浜とそれに隣接します特に河口関係につきまして自然の状態が残された海岸の保全として整理させていただいていますが、具体的には海浜のほうの自然海浜保全条例の自然海浜保全地区の巡視等を掲げております。その他の取組みとしましては、海岸の整備や多自然型の川づくりの推進ということを引き続き掲げております。

2-3「身近なみどりの整備・管理」でございますけれども、身近なみどりの整備・管理について、特に、都市公園と自然の森林公園等について主に掲げてございます。

施策の展開といたしましては、まず、2-3-1「公共施設の緑化の推進」です。公共施設の緑化の推進が必要ということで、これにつきましては緑化技術マニュアルに基づき進めていくということと、県庁屋上庭園の管理をしていくという項目を整理してございます。

2-3-2「民間施設等の緑化の促進」につきましては、都市部におけます緑化の推進、緑化相談等をここで継続して掲載しております。

2-3-3「都市部の緑化の促進」につきましては、道路関係、港湾関係の緑地の整備、それと、県民参加のアダプト・ロード・プログラム制度の運用という項目を整理してございます。

2-3-4「都市公園等の整備・管理」につきましては、各種都市公園の整備と維持管理の項目を整理してございます。

2-3-5「森林公園の整備・管理」についてです。森林公園につきましては、森林地域ではあるのですが、利用の実態が公園に近いということで、身近なみどりとして整理させていただいております。これにつきましては、指定管理が入っておりますので、その適切な運用と、今後とも利用についての新たな価値の創出をしていこうという項目を整理してございます。

基本方向3「県民総参加のみどりづくり」でございますが、こちらにつきましては、まず、全国育樹祭を開催して参りますので、それに向けて緑化の機運も盛り上げていこうと、その関係を特化した形で「県民参加の森づくり推進」という、項目立てをしております。

施策の展開方法としましては、3-1-1「全国育樹祭の開催」ですが、全国育樹祭の開催をしっかりとしていこうということで、その取り組みとして育樹祭の開催と併催行事や記念行事の開催を掲げております。

3-1-2「全国育樹祭を契機とした森づくりの推進」といたしましては、ただ開催するだけでなく、全国育樹祭を契機として森づくりを更に推進していこうという項目としております。まず、みどりの少年団の活動が停滞していますので活性化するというところで、活動支援と、前回までも増田委員から御意見をいただいておりますけれども、県で行っております植樹祭につきまして、新たに育樹関係を加えて開催していこうと考えております。そして、これを契機に里山保全ということが大きなテーマとなっておりますので、その枠組みの検討や、幅広い県民が参加できるみどりの体制についても検討したらどうかと考えております。

3-1-3「県民参加の森づくり活動の推進」といたしまして、既存の森づくり活動を活性化したいと考えておまして、里山オーナー制度の見直し、フォレストマッチングの推進、CO2吸収量認証制度のPR、県植樹祭の開催、どんぐり銀行の見直しの検討、みどりの募金の活性化、新たに、全国的に広がっております、木育活動も加えております。ここにしましては、今までの森づくりに加えて、改めて森をどう利用するかという時代に入ってしまったので、(1)現状と課題の3つ目の最後の所に、「また森林資源の利活用

や木育まで活動範囲を広げた新たな県民参加の森づくりを進めることが重要です。」としておりますが、ここの新たなという意味は、今まで森づくりは、主に作業系のものだったのですが、家庭においても木材を消費することで森づくりに貢献できるという考え方もありますので、このような考え方も併せてもっと PR していったらどうかと考えております。前回までに増田先生から「森林ボランティアと身近な家庭でできるような取組みは違うのではないか。」という御指摘もございましたが、そういう部分でより簡単に消費とか暮らしの中で森づくりやみどりづくりに貢献できるような領域を広げていきたいという趣旨でございます。

3-2「みどりを活かした地域づくりの推進」ですが、こちらは、特に15ページに施策展開の表がありますので、15ページの表で説明させていただきます。

3-2-1「みどりを守り・育てる人材の育成」です。ここでは、全般的なみどりを守り育てる人材の育成で整理しています。環境基本計画の中での環境教育に相当するものでございますが、特に環境基本計画の中では里海大学に環境森林部として取り組んでいますが、みどりでは里山などもそれに関連して取り組んできていますので、特に自然分野も含めて、森林環境教育等の充実によりまして、里地・里山大学みたいなものを開催して行けたらと考えております。あとは、情報発信としてのHP、紙メディアのみどりづくりニュースの発行。あとは、ハウツー的な機会の提供と体験的なボランティアツアーなどを開催してはどうかということです。

3-2-2「里山の活用・保全活動の推進」ということで、特に林野庁所管の里山を活用した補助制度などもございますので、そういう活動の支援を考えております。また、森林浴を活用したような森林セラピーみたいな活動も全国で出ておりますので、今後、そういった森林空間の利用を進めることと、香川県は、いわゆるメタボで糖尿病の罹患者が多いということもありますので、健康促進の取組みなども森の中の活動とリンクさせることも検討していけたらと考えて掲載してございます。

3-2-3「農山村地域の交流促進」といたしましては、農業関係の県民参加の主な取組みでございますが、従来通りのグリーン・ツーリズムの推進関係、あと、都市へのPR活動等ということが中心になっております。

3-2-4「川辺づくり活動の促進」、3-2-5「海岸づくり活動の促進」です。ここからはゾーニング的になりますが、川関係の活動といたしまして従来から取り組んでおります、香の川創生事業等のパートナーシップ事業を掲げてございます。あと、海岸利用につきましても里海づくり等の中でも出て来ておりますけれども、海岸漂着物等の回収処理、あと、海でのパートナーシップ事業の推進というのもここで掲げてございます。

これが大まかな施策内容となりますが、16ページからは、指標について整理しております。前計画では20だったものを、今回合わせて21にしてお

ります。廃止したのもありますが、新規もございますので、主な取組みだけを説明させていただきます。

まず1番のところは今まで間伐を中心に計上していた所を、今回は森林整備全体の面積に変更しております。これは先ほども説明いたしましたが、資源の平準化も狙いながら、竹林伐採後の植栽も増えておりますので、そういう全体の面積に変えていこうということでございます。3番の「県産木材の搬出量」は引き続き利用促進に取り組んでおりますので、更に一割の上乗せをした目標数値の設定をしております。4番につきましては新規でございますが「放置竹林対策実施面積」といたしまして、今年度から10年間で200haを整備する事業が始まりますので、5年間分100haを計上しております。それと最近の地域創生などでも林業がその中の1つの取組みとして、項目にあがっていることもございまして、人数は少ないのですが、「新規林業就業者数」50人の指標を計上しております。なお、この指標は、林業関係の森林組合系統が中心になろうかと思えます。

そのほか、継続的なものもあるのですが、17ページの8、9、10については鳥獣関係で、鳥獣保護法などの改正に伴います捕獲の関係の指標をここに3つ計上しております。あと、15番ですが増田先生からの「森林公園とか都市公園なんか指標的に別々に扱ったりするのはどうか。」という御指摘につきまして、その内容は、都市内の緑化であろうと思ったのですが、いくつか関係する指標もあって、今回、そのあたりの指標を統廃合いたしまして、改めて「県民がふれあうことのできるみどりの面積」を掲げました。

現実論として都市内の都市公園の面積をどんどん増やしていくのは難しい実態にあると考えますので、オープンな公園でなくても、何らかの条件がついても、今まで県民が使えないような森林や農地などのみどりが、使えるようになるというのは、一定、県民参加が進むということだと考えております。また、我々がそういうフォレストマッチング等を進めているという取組みの方向性とも合致するというので、そういう関係でのみどりというものを一つの指標にしてみようということです。

あと、18ページは先ほども言いましたが、「みどりの少年団の団数」と「県民参加の森づくり参加者数」に加えて団体数についても改めてここに指標として計上しています。

これで1の資料の説明が終わるのですが、引き続き残りの資料の説明をさせていただきます。2ページは前回の対比表でございますので、内容的には2-2の「①自然公園等の保護・利用」が「すぐれた自然の保護・保全」に移ったところだけが大きな点でございます。

最後のグラフが入っておりますものは、前回までの指標の進捗を示した資料でございまして、26年度実績を追加したものでございます。26年度実績が出てないものもありますので、一部のグラフには26年度実績が入っておりませんが、簡単に説明いたします。

	<p>1 ページの左上の「森林整備面積」、以前は間伐の整備面積になっておりましたが、これが「森林整備面積」に代わります。真ん中の水源地域整備事業の実施か所数につきましては、整備がほとんど終了しましたので廃止になっております。それ以外は継続ですが、左の下の里山オーナーとフォレストマッチングにつきましては、先ほど統廃合した「県民がふれあうことのできるみどりの面積」に含まれますので、今回、提案の指標からは除きます。2 ページに移りまして左上の古木・巨樹関係についても廃止にしております。農地の関係は組織数だったのが新しい指標では農地関係の面積に変更になっております。真ん中の左の端の都市計画区域人口1人あたりの都市公園面積については、先ほど言いましたフォレストマッチング等と合わせましたので新計画では廃止にしております。一番下の多自然川づくりも新しい計画の指標からは外しております。最後のページの港湾緑地面積につきましても先ほど申しました「県民がふれあうことのできるみどりの面積」に合わせましたので廃止になっております。最初のページのところで、御指摘もいただいた評価Bのものもここには多いのですが、これをどう考えるかということについては、議論もありますが、その中の森林公園については、引き続き、指標としては利用が伸ばせるのではないかということで、現状どおり継続しております。概略でございますが、1 から 3 までの資料についての説明を終わりますのでよろしく御議論のほどお願いいたします。</p>
金子部会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局からの御説明について、どこからでも結構ですから、御質問とか御意見ございましたらどうぞよろしく願います。</p>
増田委員	<p>以前意見を言わせてもらいましたけれども、採用していただいて、良くなったと感じております。それから、私がいつも持論で言っていた、まさに松下さんが今言った都市緑化みたいなところ、公共施設の緑化というところで常に出てきたのが、一人当たりの都市公園面積というのが指標に挙げられているというのが、「県民のふれあうことのできるみどり」というかたちでいろいろなものを総合的に見ることにされたということで、これも良い方向に動いていただいたと思います。ここに書かれた施策の展開と取組みを是非進めていただきたいと思います。</p> <p>都市緑化につきましては、街路樹や都市公園の担当は、県の中でも多分この分野ではなくて、土木の都市計画の分野だろうと思います。さらに、国道の街路樹の担当は国ですし、都市公園では市町がかなりやっているところが多いので、縦割り行政というか横割り行政というのか分からないですけども、そういうところの壁を是非突き破って、連携を良くしていただいて、整備とか保全に努めていただきたいと思います。個人的なことを言ったら中央通りの楠並木は実は整備局の管轄で私も関わったことがあるのですが、国</p>

<p>金子部会長</p>	<p>は国、市は市で、連携ができていないからうまくいかないことがあります、香川県あるいは高松市の緑のシンボルだというのなら、知事さんと市長さんと整備局長さんの3人が集まって、協力して維持管理を考えたらどうですかというお話をしたことがあるのですが、是非そういう取組みをお願いしたいと思っております。このことは、環境審議会ではなくて都市計画審議会とかそういうところと言わないといけないのかもしれませんが、是非、取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>前回いろいろ言いましたけれども、検討していただいて、私としてはよくしていただいたと思っております。</p> <p>ありがとうございました。ほかにないでしょうか。</p> <p>私のほうから、1つ目の質問は4ページの表の一番下にあるCLTですけども、太い木材にして欧米では7、8階建てを建設しているということなのですが、これは耐震の機能は持っているのですか。</p>
<p>松下課長</p>	<p>はい、持っていると思います。ただ日本の中ではまだ、国交省が工法としては建てても良いよという汎用的な工法としては認められていないので、高知県の大豊町で職員寮が建ったというのが有名なのですが、今は一軒一軒建物の工法を国交省が認定して建てるというレベルです。ただ、今年か来年あたりには林野庁と国交省が話し合いをしながらマニュアル的なものを作ってその工法を標準化しようという動きは出ています。それが出ると普及するのですが、今、全国で3つくらいしか認定されているものが無いので、今からの技術ではあるのですが、国は東京オリンピックに向けて木材利用推進の大きな弾みの一つにしたいというような意向があるようです。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>それから、2つ目のところは13ページに出てくる、(1)丸の3つ目のところですが、御説明にもあった新たな県民参加の森づくりのところ、鉤括弧で括弧しているのですが、「新たな」がかかる語句は、新たな県民参加の森づくりなのか、県民参加の新たな森づくりなのか、そこがちょっとよく分かりません。そして、3-1-3で県民参加の森づくり活動と、「新たな」を用いずに記載されていることについての関係性が分からない。また、同じように15ページの表がありますが、施策展開の3-2-2で地域の森づくり活動という語句がありますが、これとの連動性が有るのか無いのかもやはり分かりません。</p> <p>3点目は指標のところについての質問ですが、指標は要するに施策区分の大項目に対して指標を割り当てているというという構造にこの表上はなっています。これは施策展開の小項目との関係ではなくてやはり大項目区分なのかどうかですね、もしその小項目に対応する部分もあるのであれば具体的にその番号を書いたほうが良いと思います。要するに、何を評価しているの</p>

	<p>かというのがトータルとして問題にされる可能性があると思います。小項目の施策展開は合計 36 で、今回指標にあげられたのが 21 です。小項目のほしい 6 割ちょっと位が指標化されていると思うのですが、6 割ちょっとというのがどういう評価をしてしまうのかがよく分かりません。ですから、個別に評価して、トータルとして A、B、C がいくつだと集計して、最終的には、それがあたかも全体的な評価とされてしまうところの仕組みに問題があると感じました。要するに言いたいことは、「角を矯めて牛を殺す」みたいなことのないように目的・手段のはっきりとした使い分けをしながら、指標を考えていただきたいということです。</p>
<p>松下課長</p>	<p>最初の質問が、「新たな」という。国語的に金子先生がおっしゃるような綿密な精査はしておりませんでしたので、新たな県民参加の森づくりなのか、県民参加の新たな森づくりなのかというのは、今ここでお答えできるほどの分析は正直しておりません。例えば、それを変えると先生の御意見ですとどのような違いが出てくるのかも一度御説明いただけますか。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>新たな県民参加の森づくりは、県民参加の森づくりというものを新たに作り上げて、それを開始しますという意味です。今まで県民参加の森づくりをやっているが、その森づくりというイメージとか方向性がこれまでと違うものになるというのであれば、新たなというのは、森づくりの前に係るのが分かりやすいのではないかと思います。</p>
<p>松下課長</p>	<p>そういう趣旨であれば、ここの書き方は、「活動範囲を拡大した」とありますが、「県民参加の森づくりとして新たな領域を加えた取組みとしていきます。」という表現が一番正しい表現と思います。</p> <p>全く新しい県民参加の森づくりというのではなくて、今まで県民が参加して森づくりをするというコンセプトや領域は、森とふれあう、森を直接整備するという局面が多かったと思います。ただそうではなくて、直接森に行かなくても家庭の中で木材製品を消費することで森づくりに貢献できるというような領域を少しイメージとして前に押し出していきたいということが趣旨ですので、御指摘のように、ここに新たなという修飾語を付けるよりかは、県民参加の森づくりの内容をそういった方面まで拡大していきたいという表現に直すほうがより私どもの意に沿った表現かなと思いました。そういう内容でしたら、よろしいでしょうか。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>それで結構だと思います。ただ、そういった場合に施策展開の表題はどうなるのですか。</p>
<p>松下課長</p>	<p>特に、そういう面では新たな領域を増やしていこうという趣旨ですので、</p>



金子部会長	<p>ここの整理の仕方の趣旨は、主な取組みのところに、例えば木育ぐらいしか出てきていないですが、県産木材を使うといった局面に沿った取組みを増やしていく項目が増えたという考え方です。</p> <p>それで、15 ページとの関係は地域の森づくりとは関係が無いのですか。それも関係があるのですか。</p>
松下課長	<p>関係が無いのかと問われれば、多分無いと思うのですが、特に、今言った新しい領域というのは、前半で森林資源が充実してきたので、これから利用という面も大きな柱として考えて打ち出していこうとする流れの中で、県民参加も利用の局面を増やしていきたいという整理をしております。ここで言う森林浴などの空間利用というのは、今まで、森づくりや森とふれあうという流れにあったので、改めて「新たな」には含めていない側面と、里山保全活動などの身近なみどりの中で健康志向みたいなものとの兼ね合いをそういう流れの中で膨らましていきたいということで、ここであえて記述したということです。ですから、県民参加を大きくくくれば関連はあると思います。我々のほうは今言ったところでメリハリをつけたので、ここであえて分けて掲載したというだけのことです。</p> <p>次に指標ですけれども、ここの指標につきましては、大項目で整理しているのは、その中の事項であるということだけで、厳密には、主な取組みにリンクしたような流れがありますが、一番は施策展開の中項目を中心にその中で指標ができるものがあればということで整理しております。このため、数の違いとしましては、中項目に最低一つ以上の項目を作ることとして、できるだけ多く作ってきましたが、作る過程で一つなり二つなりの違いがありまして、それが今言った数の違いになろうかと思えます。</p>
金子部会長	<p>もしそうであるとすれば、中項目のところに例えば番号を書くほうが良いと思います。また、評価というのがいきなりトータルな評価がなされるわけではなくて、まず評価というのは個別にしなければならない。だから、こういうグラフが出てくるわけで。出てきた統計的な変化が具体的にやってきた部分のどの部分の評価しているのか。そこが明示されてないと出てきたものをちゃんと吟味することができない。例えば、先ほどの「森林整備面積（間伐）」が出てきたのが、「森林の整備」という項目に含まれているとすれば、これはこういうことなのだと、個々の評価ができる。これに対して、例えば2番目の「県産木材の利用促進」の評価の項目が入っていないとすれば、我々は違う形で評価し直す必要があるという仕分けができる。そうすると、合計として36分の21の評価の結果を評価するのではなくて、ここのこの部分の問題はうまくいったのだな、ここのこの部分はうまくいかなかったのだなという、個別な対応の評価として、そしてトータルとして評価できるのかなと</p>

<p>松下課長</p>	<p>思っています。</p> <p>よく理解します。ただ、例えば、「森林の整備」のところだと、指標の「森林整備面積」と管理道の開設の指標が二つあります。「県産木材の利用促進」については、「県産木材の搬出量」という指標があります。また、「里山再生の推進」のところは、「放置竹林対策実施面積」が指標としてありして、4つ目の「森林・林業の担い手育成」になりますと、新規従事者数というのがあります。ここの項目ですと、先生がおっしゃるとおり中項目でまとめて書いても、そこそこ、それに近い指標性があると思います。</p> <p>しかしながら、我々が正直苦勞して難しいと思うのは、暮らしを支えるみどりづくりでは、中項目のところ増田委員から御指摘もありましたが、いろいろなところの施策を含めてかなり内容がバラエティに富んだ中項目が並んでいまして、その中で例えば暮らしを守るみどりの指標で言いますと山地災害関係の治山施設の整備か所数と有害鳥獣と藻場の造成などですけれども、では、それ以外の取組みがないのかというところで、偏りが出てしまいます。例えば「すぐれた自然の保護・保全」というと正直に申し上げますと、ここで指標として掲げているのは、みどりの巡視員の指標しかございません。</p> <p>そういう意味で、ジャンルの施策区分でまとめてしまいますと、実際に施策の内容の厚い、薄いものもあって、その中でさらに指標性のあるものがいかに抽出できるかというところのバランスが、全体で見ると濃淡が出てしまっているということが実情です。そういう面では、中項目の今の指標性で分けて、それで全体を評価できるかという課題は抱えていると思っています。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>全てが中項目でくくれるとは思っていません。例えば子供の成績が算数・英語・国語・社会・理科という教科で評価できるのか、あるいは算数なら算数の因数分解のところがよく分かってないとか、そういう違いは評価をしていく時に、どういう手法を取るのか、具体的にどこを見ていくのか、ということの違いが出てくるのは当たり前だと思います。問題は評価を設定したとき、どこを評価しようとしているのか。ここのところは中項目だよ、ここは小項目だということを明確にしておけば、出てきた結果を見て、全体を評価するのではなく、ここについては全体として見て良くて、ここは個別に見る必要がある項目だということとが分かるので、そのようにフィードバックできるようにする必要があるのではないかと思います。</p>
<p>松下課長</p>	<p>よく理解しました。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>私ばかりがしゃべってしまいました。皆さん御発言をお願いします。</p>

<p>増田委員</p>	<p>指標というのは、数値目標を書かなければならず、大学の評価でも一緒であるが、非常に難しい。例えば、「県民がふれあうことのできるみどりの面積」の指標ですが、都市公園、森林公園、フォレストマッチングなどの面積となっているが、面積だけで良いのか。また、都市公園を整備するというのは、都市計画決定を受けなければならないことから環境森林部で対応できるものではなく、そうすると都市公園の面積は変わらないと思います。施策の展開には、都市公園を維持管理するとか、補修していくとかが掲げられているが、それらのことは、なかなか数値目標化することができないと思う。</p> <p>それぞれの指標を評価した後に、A評価がいくつで、B評価がいくつで何割だったという結果が出る。その結果を次にどう使うかということだと思う。実際はこうだけど、ここの小項目の取組みとして、こうできたということを行行政の内部で把握してもらって、次に活かしてもらう。それを細かく小項目別に数値目標まで書くかということ、そのようなことはできないということになるのかもしれない。世の中「評価ばやり」なので、こういう数値目標を作ってやらないといけないということがあるのかもしれませんが、今回作る指標を見つつ、各小項目では、これがどのくらいできたかということ、担当部局としては、常に点検してやる必要があるということかと思えます。大学で評価するときに自分も矛盾を感じて、同じような問題を抱えていましたので発言しました。</p>
<p>金子部会長</p>	<p>この問題について、もし御意見があれば。</p>
<p>原委員</p>	<p>金子先生と増田先生のお話を聞いて、確かに小項目ごとに評価項目を作るのは厳しいだろうなということは私もそう考えました。金子先生が言われたように確かに16ページ以降の指標というのが大項目でしか分類されてなくて、それを公表するかどうかは別としても、例えば、16ページにある森林資源の活用と里山再生の推進の5つの指標はせめて、どの中項目に対応するのかというぐらいは示しておいても良いし、それを示すのも辛いのであればせめて、中では持っておいたほうが良いのかなと思いました。</p> <p>ここから先は私の意見ですけれども、責任を追及されるのを避けるために、指標は実現可能なものとしなければいけないのは大学の評価もそうなのですが、それと同時に計画の大切なことは、何が実現できて何が実現できなかったのか、実現できなかったことは次にどうやって実現させていくかということがおそらく一番大事なところで、そういう意味では指標として公表しなくても良いので、小項目で、県として本当はこういうところまで持っていきたいというものを持っておく必要があると思います。それは、計画書に別に載せなくても良いというのが私の考えです。</p>

松下課長	<p>今までの審議会の議事録を読んだ中で、数値目標でなくても、何か到達点のようなものをきちんと文章で書くということでも良いのではないかと御意見が出ていたようなのですが、今、原委員の御意見は、今から素案を作っていく中で、数値目標的な指標の項目にならなくても、何か到達点のようなものをきちんと文章で書く方法もあるのではないかという指摘に受け取ってよろしいでしょうか。</p>
原委員	<p>私の意見は2つあって、1つは、今回出された16ページ以降の指標については、中項目のどれに対応するのかという事ぐらいまでは記したほうが良いのではないかと。もう1つは、小項目については、これは指標として出さなくても良いけど、内部でここまでは持って行きたいというものを、別に数値まではなくてもいいけど、それは持っておいたほうが良いのではという2つです。</p>
松下課長	<p>確かに中項目で整理をしていますから、それをそういう表現に変えることは問題が無いので、計画の作り方、枠組みの整理の仕方で検討したうえで、できるようでしたら、当然そういう方向で整理したいと思います。それと、いろいろな計画との整合性で、いろいろな書き方がありますので、それに準じて検討はさせていただきたいと思います。それと数値目標じゃなくても、そういうものが書けたらというお話については、今から素案の検討に入りますので、検討課題としていただき、できることなら努力目標として、掲げて取り組んでいきたいと思っています。どうなるか分かりませんが、次回報告させていただく方向で検討させていただきます。</p> <p>それと1点、今までの審議会の記録を読んでいると、坂田元委員から、もっと大きい目標を設定してはどうか、5年先でなくどこに向かっていくのかという大きな視点を持って書けないかとの御指摘をいただいております。これについても大きな課題ですので、今の計画の作り方の中で対応できるかどうか分かりませんが、今の御指摘の課題と同時に受け止めて引き続き検討だけはしていきたいと考えております。</p>
金子部会長	<p>評価のことで、ほかの委員の方、御意見があればお願いします。</p> <p>最終的に骨子案についてのまとめをしなければなりません、事務局側として相談をされる際に、何かの形で表現するとか表現しないとか、いろいろなパターンが出てくると思いますので、この会議としては、こうしろとか、こうだといった足かせははめないで、事務局側で今日のお話を踏まえて対応していただくというとりまとめが良いですか。どうでしょうか。</p>
川田部長	<p>ちょっと一言だけ。今回の「みどりの基本計画」は、基本的な計画であり、実施計画ではない。5年間でこういう方向に進もうというような計画でござ</p>

金子部会長	<p>います。実施計画のように数値がもっと細かく決まって、毎年こうしましよ うというのとは若干性格が異なっておりまして、私たちが今後書くものにつ いても、みどりを取り巻く環境というのは、結構厳しい側面もありますので、 木材に関係している県民の方々にとって、今後5年間夢や希望が持てるよう なことも、数値的には厳しいかもしれないが、そういったことも姿として書 いていかなければならないと思っております。そういったことも含めて指標 というものを出していきたいと思っておりますので、その点は御理解いただ ければと思っております。</p> <p>部長さんのお話もありましたので、今の会議でのお話を踏まえて、事務 局側でその点をまとめていただければと思います。</p> <p>ほかにありますか。</p>
白井委員	<p>これを読ませていただいて、夢や希望が持てると思いました。ありがとう ございます。これは細かいことを書いているのではないというお話だったの ですが、細かいことを申し上げて申し訳ありません。15 ページのみどりを 守りみどりを育てる、人材の育成のところでは里山・里地大学の開催を掲げて ありまして、これも素敵なことだと思うのですが、既存のかがわフォレスター という県のライセンスを持つ方々がいて、その後は同様の教育が新たにな されていないので、高齢化などで減っている状況です。かがわフォレスター をこれからはどうしていくのか。里山・里地大学の中に入るのか、そっちに 切り替えていくのかということをもたまた考えていただければと思います。</p> <p>それから、次のページ16 ページの指標ですが、一番下の7番の「みどりの 巡視員巡視日数」というのが年間600日ぐらい活動なさっていることを知り、 とても活発に活動なさっているのだなと思うのですが、私の近くにいる みどりの巡視員さんは、報告しても県は何もしてくれないと言われる方がい て、ゴミが落ちていると報告しても、放っておいてほしいという回答をもら ったという話もあり、もちろん日数ということも大事だとは思いますが、 報告が上がってきたことに対してどのような対応をされたのかを、何らかの 形でお知らせいただけたらありがたいなと思います。</p>
松下課長	<p>里山・里地大学とフォレスターの関係ですが、フォレスターを今後どうす るかを具体的に突き詰めたわけではありません。先ほど部長も申しました が、大きな流れの中で親子計画というか兄弟計画というかそのような位置づ けにある環境基本計画の中の里海の取組みで、里海大学も出てきているとい うことも合わせて、環境森林部の大きな流れの中でいくと、こういう書き方 が、トータルで上流から下流までというもののコンセプトとしての表現だ と、今は整理しています。森林関係だけに特化するとフォレスターになりま すが、同じ名前を使うかどうかわかりませんが、林野庁の制度にもフォレス</p>

	<p>ターという言い方があって、これは、県職員や一般の方が試験を受けてフォレスターになれるという制度ですが、異なった制度で同じ名前があるという整理が一方のところでききます。</p> <p>今までの議論の中で、森林の担い手と言ったときに、森林の担い手と里山の担い手などいろいろあるという言われ方をしていました。社会的な取組みの担い手としては、ボランティアとか県民参加だと思いますので、そういう受け皿にこういうところで学んだ方になっていただきたいという整理は変わりません。どちらにしても、ここで育った人が、色々ある県民参加の活動の中心になって、担っていただける方だと考えています。先ほど言った、森づくり系統だけじゃなく新たな領域も増やすのであれば、そういったところでも担い手になっていく人も育ってほしいという広がりの意味もあります。</p> <p>巡視員の話は、みどり保全課としての考えがあらうと思いますが、私の経験からでは、特にゴミについては報告のあった場合、即、関係市町の担当課の方に連絡をとって、対応をお願いしています。また、保存木の枝が枯れているという報告があれば、樹木医などの人につないで見ていただくという対応は、きっちりされていると私は認識しています。しかし、そういう指摘があったのであれば、今後実態をつかんで行ければと思います。</p>
白井委員	<p>後半の意見は、特定の人物からの意見だったので、全体の話ではなかったと思います。すいません。ありがとうございます。</p>
金子部会長	<p>末廣委員さん、さきほど事務局から広葉樹林のお話がありましたが、何か御意見ございますか。</p>
末廣委員	<p>計画の各指標が進展していないと思います。いろいろな人が参加する指標の日数や人数の実績が少ない、伸びていないものは、計画策定から進展していないようなものが多いと思います。その理由は、参加したけど報われないといったような話が多いと思います。それはそれで県としての適切な対応が必要なのではないかと思います。</p>
松下課長	<p>参加者数のような話になると、確かにそういう意味もありますが、主催者側からすると、同じようなイベントを同じ回数だけ開催している状況では参加者数は増えず、増やそうと思えば、開催回数を増やせば参加者数は増えるというような実態があると思います。しかしながら、今年100回だったイベントを来年は200回するという事は、イベント開催の体制的には難しいところがあります。</p> <p>普及啓発では、同じようなレベルでの啓発をどんどん増やしていける状況にないので、実態として、よく似た回数、よく似た規模でやっていかざるをえず、その結果、参加者数が増えてこないという状況にあります。そういう</p>

原委員	<p>面では、違う切り口の取組みを増やすか、開催回数を増やすと実際増えていくのではないかと考えておりました、我々の実施体制を含んだ課題だと受け止めております。</p> <p>質問を幾つかさせていただきます。13 ページの主な取組みの検討で 3-1-3 の見直しの検討が、里山オーナー制度とどんぐり銀行と 2 つ出ていて参考資料 2 の里山オーナー制度の利用者数を見ると、横ばいになっているから、そこが見直しのポイントだと分かるが、どんぐり銀行の見直しについて、まさに松下課長にお聞きしたいというのがあります。</p> <p>2 つ目は、15 ページの 3-2-1 の主な取組みの一番上で、里山・里地大学の開催という項目があり、とても魅力的だと思います。実は、増田先生も入っている里海づくりのほうでは、里海大学の検討を既に毎月 1 回くらい行っていて、この秋に里海大学構想を打ち出そうと動いています。そのあたりと連携があるのかどうかという点をお聞きしたいのが 2 つ目です。</p> <p>3 つ目は骨子も終盤に来て今更という意見かもしれませんが、同じ 15 ページの 3-2-3 の農山村地域の交流促進のところでは情報発信という言葉が使われています。情報発信はとても重要だが、今回の計画全体では、情報発信という言葉が、このグリーン・ツーリズムや農山村交流のところにしかない気がします。今更かもしれないが情報発信もきっちりやっていくという内容を加えるのは難しいでしょうか。というのが 3 つ目です。</p>
松下課長	<p>最初の里山オーナーについてはおっしゃるように、あまり増えていないという実態ですので、ここで見直しと書いているのは、見直し案を決めきっているのではなく、今後、見直すことが必要であると認識しているということです。里山オーナーは一人の方が一つの限られた区画を借りるというやり方でやってきたのが伸びなくなっている。ただ、よく見ると、里山オーナーの皆さんが集まって活動するケースは、今も活動が続いている。逆に言えばリーダーがいるところの森林で活動する形態のものは続いている。それであれば、一人で 1 区画をやるというよりは、リーダーが中心で活動団体みたいな感じで森林の 1 区画を借りるみたいなことが将来可能であれば、もしかすると継続しやすくなるかもしれないと思っています。そういう方向性も含めて、「だめだからやめる」ではなくて「もう一度精査してみるべきでないか」との視点も持っています。</p> <p>また、どんぐり銀行では、実績で、過去と比べたら人数も減ってきているし、その後のフォローの活動も拡充しているとは思っていません。これから、再度いろいろな取組みをしていけば良いのではないかと考えております。特に、どんぐり銀行はポイントを使った制度で、ポイント制度の良いところは、いろいろなものと価値交換ができることが魅力です。これまでドングリを単純に集めて苗木の払い戻しをしていたものを、苗木だけでなく、いろいろな</p>

	<p>企業と連携などをする事で、どんぐり銀行の取組みが広がってくるのではないかと考えています。そういう可能性を今一度確かめたうえで、どんぐり銀行の取組みの発展を模索していったらどうかと考えております。</p> <p>見直しについては、いろいろな面で決まっていなかったことが多いですが、いろいろ考えていることもありますので、今後、検討していきたいと考えております。</p> <p>15 ページの情報発信についてですが、3-2-1 では、HP とか紙メディアでの情報発信を書いているところでありまして、最初のほうの県産木材の利用でも、アンテナショップでのPR と記載しておりまして、情報発信については、目立っておりませんが、必要なところにはそれらしい表現を入れてあります。ただ委員御指摘のように、もう少し明確に書くということは不可能ではございませんので、今からの整理の中で、そのメリハリについては検討したいと思っております。</p> <p>最後の里山・里地大学については、ここに開催と書いて、検討と書いてないというところが断定的に見えますが、実際にはまだ検討のレベルというのが正直なところですね。細かいところまでのすりあわせはできておりません。我々としては、流域という考え方であれば、里海に対して、できれば里山・里地側としては、そういう名前もどこかで出してほしいという希望で記載しているものでして、連携につきましては、これから相談していきたいと思っております。</p>
金子部会長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。辻岡委員さん何かございますか。よろしいですか。</p> <p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>先ほどから御意見をいただいていたので、修正の話と骨子案と指標の見直しに対する意見は、大体出てきたと思います。他に御意見がなければ、以上で今回の骨子案について簡単にまとめさせていただきます。</p> <p>具体的にどこをどう修正するというのはいないのですが、もしあった場合には、私と事務局で対応させていただくというのでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(承諾)</p>
金子部会長	<p>では、こういった取りまとめとさせていただきたいと思っております。それでは本日の議事は終了させていただきます。事務局から何か連絡事項はございますか。</p>
司会 (下村副課長)	<p>ありがとうございました。次回の自然環境部会につきましては、8月を予定しております。日程調整をさせていただきまして、部会長と御相談のうえ、ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>



	<p>以上をもちまして、香川県環境森林議会自然環境部会を終了いたします。 本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。</p>
--	---

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_